

県の動き 1

県営住宅の入居手続きにおける連帯保証人が不要となりました

県では、これまで県営住宅への入居の際に届け出をいただいていた「連帯保証人」を令和4年度の県営住宅入居者募集から「緊急連絡人」に変更します。

入居にあたっては、緊急連絡人としてご協力いただける方の届出をお願いします。

緊急連絡人とは、次の場合に入居者への連絡等のご協力をお願いする方になります。

- ①入居者に連絡する必要があるが生じたが、不在などにより連絡が取れない場合
- ②入居者の死亡、急病、事故等の場合
- ③入居者が家賃を滞納した場合
- ④入居者が禁止行為や迷惑行為を行い、指導しても改善が見られない場合

令和4年度沖縄県営住宅 入居者募集

期間：7月4日(月)から7月15日(金)まで ※必着

「令和4年度入居者募集のしおり」の配布場所

本島地区：沖縄県住宅供給公社(那覇市旭町114-7)
098-917-2206
県住宅課(那覇市泉崎1-2-2 県庁10階)
098-866-2418

宮古地区：住宅情報センター(株)(宮古島市平良字西里1086-1)
0980-74-2566

八重山地区：住宅情報センター(株)(石垣市字平得58-6)
0980-88-0039

※各県営住宅が所在する市町村役場でも配布しています。

詳しくは、県若しくは各指定管理者のHPまで



県住宅課



本島地区：
沖縄県住宅供給公社



宮古・八重山地区：
住宅情報センター

問い合わせ

住宅課 電話：098-866-2418 FAX：098-866-2800

県の動き 2



子どもの非行・犯罪被害を防ごう！

少年非行及び子どもの性被害防止

夏休み期間中は、開放感から気が緩みやすく、非行に走りやすい傾向にあり、飲酒や喫煙などの不良行為や万引きなどの窃盗で検挙・補導されています。また、SNSや出会い系サイト等を利用した児童が面識のない相手に言葉巧みに誘導され性被害に遭う事例があります。

被害に遭わないために

- ・知らない人と電話番号やメール等の交換をしない。
- ・個人情報をネット上に書き込まない。
- ・下着姿や裸の写真を撮らない、送らない、撮らせない。
- ・困ったことがあれば、必ず保護者等にすぐに相談する。

実例

- ・オンラインゲームで知り合った相手に、自らの裸の写真を自分で撮らせられ、その写真をSNSに送信させられた。
- ・SNSに掲載した嘘のアルバイト情報を信じ込まされ、その相手に会ったところ、わいせつな行為をされた。

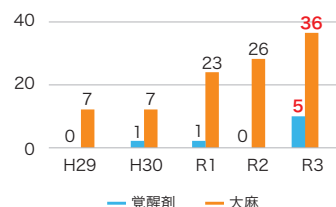
少年の薬物乱用防止

近年、少年の大麻使用による検挙が増加しています。インターネット上で「大麻は身体への悪影響がない、依存性がない」等と誤った情報が掲載され、友人・知人等から使用を勧められ、安易に使用するケースが後を絶ちません。大麻を使用すると幻覚、記憶障害等の身体へ深刻な影響を与え、更に常習化すると薬物への依存が高まり身体と精神を破壊してしまいます。

薬物に手を染めないために

- ・知人・友人に誘われてもきっぱりと断る勇気を持つ。
- ・正しい知識で自分の身を守る。
- ・薬物の本当の怖さを理解する。

少年の大麻取締法違反・覚醒剤取締法違反の検挙人員(県内)



沖縄県警察少年課公式SNS

少年の非行及び犯罪被害防止に関する情報などを発信!



アカウントID:@669wvz



アカウント名:@OPP_syounen

問い合わせ

県警察本部少年課 電話：098-862-0110(代表)